

➤ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、関係地方公共団体からの支援策として、4つの応援協定等を締結。

㉞ 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定
(平成20年6月10日)

【対象】
北海道及び北海道内の全179市町村

- 【応援内容】
- ①食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
 - ②被災者等の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
 - ③避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
 - ④避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
 - ⑤被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
 - ⑥その他特に要請のあった事項

㉟ 大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定
(平成7年10月31日)

【対象】
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県

- 【応援内容】
- ①応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
 - ②食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
 - ③被害者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材、物資の提供及びあっせん
 - ④災害応急活動等に必要な車両、ヘリコプター等の派遣及びあっせん
 - ⑤災害応急活動に必要な職員の派遣
 - ⑥被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
 - ⑦その他特に要請のあった事項

㊱ 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定
(平成24年5月18日)

- 【応援内容】
- ①人的支援及び斡旋
 - ②物的支援及び斡旋
 - ③施設又は業務の提供及び斡旋
 - ④その他特に要請のあったもの

㊲ 原子力災害時の相互応援に関する協定
(平成13年1月31日)

【対象】
北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

- 【応援内容】
- ①原子力防災資機材の提供
 - ②職員の派遣



7. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制

PAZ圏内の防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制

- ▶ 北海道は、PAZ圏内の関係町村のほか、消防署や放射線防護施設において、避難誘導や避難行動支援などを行う要員のための個人線量計等の放射線防護資機材の備蓄を実施。
- ▶ 緊急時には、役場職員や消防職員等が、これらの放射線防護資機材を用いて活動を実施。
- ▶ 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。併せて、関係者向けパンフレットを整備中。



- PAZ圏内の関係町村役場
防災業務従事者向けに備蓄を実施
- PAZ圏内の関係町村消防署・支署
防災業務従事者向けに備蓄を実施
- 放射線防護施設
施設職員向けに備蓄を実施



備蓄拠点	対象施設数
PAZ圏内町村役場	3
PAZ圏内町村消防署・支署	3
放射線防護施設	4
合計	10

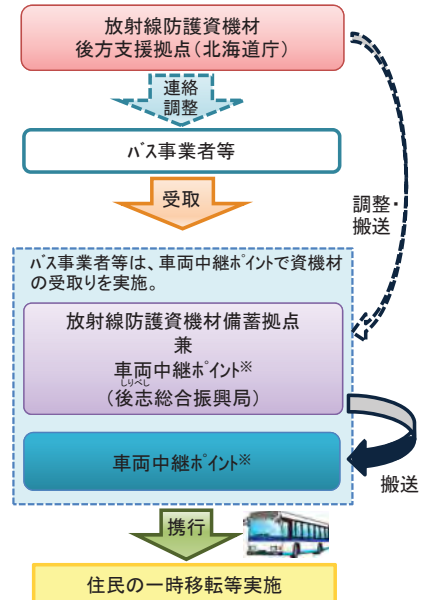
※共和町及び岩内町は、PAZ圏外にある各拠点で放射線防護資機材の備蓄を実施。

UPZ圏内の防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制

- ▶ UPZ圏内の関係町村では、防災業務従事者のための放射線防護資機材を備蓄。各関係町村の資機材が不足する場合には、放射線防護資機材備蓄拠点（後志総合振興局）から供給を実施。
- ▶ UPZ圏内住民の一時移転等を担うバス事業者等には、原則、緊急時に設置する車両中継ポイントで、放射線防護資機材を配布。なお、平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。
- ▶ 車両中継ポイントでは、それまでのモニタリング結果等により、業務従事に伴う被ばく線量が1mSvを十分に下回ることをあらかじめ確認。
- ▶ 放射線防護資機材備蓄拠点等の資機材が不足する場合等には、後方支援拠点（北海道庁）が関係機関に要請を行い、各拠点への搬送について調整を行い、放射線防護資機材の供給を実施。



＜バス事業者等に対する放射線防護資機材の配布体制＞



(凡例)
●: 放射線防護資機材後方支援拠点 ●: 車両中継ポイント
●: 放射線防護資機材備蓄拠点
●: 兼 車両中継ポイント

※車両中継ポイントは、避難退域時検査場所やその近傍に設置することとしている。

- 原子力事業者は、放射線防護資機材を各原子力事業者で支援をするため、「原子力災害発生時における事業者間協力協定」を締結。
- 原子力災害発災後の避難・一時移転等において、放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は、保有する資源(要員・資機材等)を最大限供給し支援する。

原子力災害発生時における事業者間協力協定（平成26年10月10日）

【協定事業者】

北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃

【目的】

原子力災害時における原子力事業者間協力の円滑な実施を図り、原子力災害の拡大防止および早期復旧の一翼を担うことを目的とする。

【協力活動の範囲】

原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリングおよび周辺区域の汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置 等

主な備蓄資機材

資機材	数量
サーベイメータ(GM管)	360台
全面マスク	1,000個
タイベックスーツ	30,000着



サーベイメータ(GM管)



全面マスク



タイベックスーツ

83

関係町村における行政備蓄

- 緊急時に備え、関係町村では、食料及び生活物資等の備蓄を実施。万が一不足等が生じる事態となった場合、北海道が調整を行い、道内の全市町村や物資供給等に関する協定を締結している民間事業者等の協力を得て、食料及び生活物資等を融通・供給。

関係町村の生活物資の備蓄状況

備蓄物資種類	関係町村												
	とまりむら泊村	きょうわちやう共和町	いわないちやう岩内町	かもえないむら神恵内村	ずつちやう寿都町	らんこしちやう蘭越町	ちやう二セコ町	くちやんちやう俱知安町	しゃこたんちやう積丹町	ふるびらちやう古平町	にきちやう仁木町	よいちちやう余市町	あかいがわむら赤井川村
主食(食)	17,550	3,000	3,250	1,850	2,223	—	1,609	1,428	2,285	800	2,365	802	402
副食(食)	18,176	692	1,650	375	500	—	—	—	—	900	600	540	814
飲料水(リットル)	8,184	600	820	564	2,223	240	640	240	408	576	468	552	318
毛布・寝袋(枚・組)	1,770	800	700	185	590	300	352	600	300	530	190	544	141
トイレ													
簡易型(台)	300	4	—	1	1	—	—	—	—	3	—	2	2
携帯型(個)	—	1,500	—	—	35	—	—	300	11	—	2,000	12	300

※1: 主食: 乾パン、米、アルファ化米、クラッカー、バランス栄養食、インスタント麺類、その他食料の合計値。副食: 缶詰、その他食料の合計値。

※2: 上記物資備蓄数は概数。また、上記の他に、常備薬、炊き出し用具等、避難生活に必要な物資等を準備している。

※3: 上記の数量は、H28.3.31時点で関係町村が把握している数及び平成28年度購入予定分を含む暫定値。

84

- 関係町村及び避難先市町村から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、北海道は、「災害時における物資の供給に関する協定」等を民間企業等と締結。

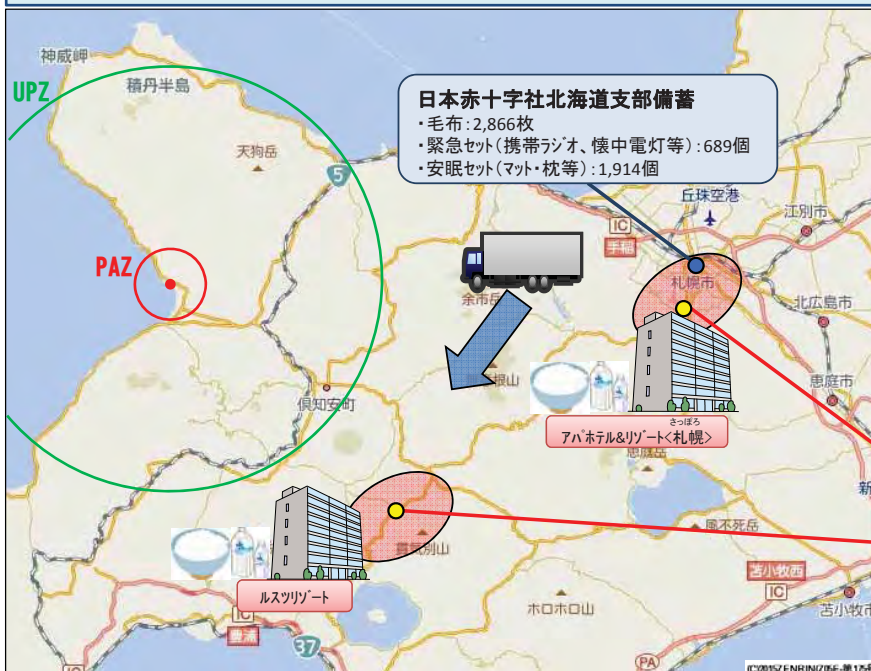
災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

協定の種類	内容	締結民間企業等
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書等	災害時における応急対策物資供給等	北海道生活協同組合連合会、北海道コ・コアホトリック(株)、(株)セイコーマート、(株)ローソン、(株)セブン-イレブン・ジャパン、(株)イトーヨーカ堂、(株)サークルKサンクス、サントリーフーズ(株)、イオン北海道(株)、DCMホームマック(株)、日糧製パン(株)、(株)北海道ファミリーマート、(株)ファミリーマート、NPO法人コリ災害対策センター
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書	大規模災害時において、緊急通行車両への優先給油及び被災者や帰宅困難者等への情報提供等	北海道石油業協同組合連合会
災害発生時等の物資等の緊急・救援輸送に関する協定書	災害発生時における緊急・救援物資等輸送	(公社)北海道トラック協会、北海道旅客船協会、北海道地区レンタカー協会連合会、全日本空輸(株)、日本航空(株)、(株)ジャルエクспレス、(株)ジェイエア、日本内航海運組合総連合会、(株)AIRDO

85

PAZ圏内避難時の物資備蓄・供給体制

- PAZ圏内からの避難住民約2,900人の受入れ時には、避難先であるホテルから避難生活に必要な生活物資の提供を受けるとともに、北海道と災害時協定を締結している指定業者等からの流通備蓄と受入先自治体による備蓄のほか、日本赤十字社北海道支部に備蓄された物資(生活用品等)を、北海道トラック協会等の協力を得て、一時滞在所及び避難先に搬送する。
- 北海道及び関係町村が備蓄している物資が不足する場合、北海道から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。



北海道の協定による流通備蓄

- ・食料品、飲料水、日用品、衣料品
- ・その他泊村及び共和町が指定する物資

協定の種類	内容
北海道	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書等

PAZ住民避難先

避難元町村名	避難先施設名	避難受入人数
とまりむら泊村	アハホテル&リゾート<札幌>	1,435人
きょうわらよう共和町	ルスツリゾート	1,470人
合計		2,905人

※物資備蓄数は概数

86

物資集積拠点地域・一時集結拠点

- 物資供給の迅速性を高めるため、新千歳空港、丘珠空港、苫小牧港等の周辺に、国等からの物資を集積する物資集積拠点地域を設定。物資集積拠点地域において、地域のニーズ等を踏まえて必要な食料や物資を分別し、住民の避難先や一時集結拠点に輸送。
- 一時集結拠点では、物資集積拠点地域から輸送された物資をもとに、地域住民の状況を踏まえて物資を供給。あわせて、地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行う。
- 物資集積拠点地域・一時集結拠点は、必要に応じて防災業務関係者への災害関係情報の提供拠点としても活用。
- 物流専門家の派遣について、協定事業者等に要請し、より効率的に物資を供給。



物資集積拠点地域

- (小樽港・石狩湾新港、丘珠空港・新千歳空港周辺地域、苫小牧港地域、室蘭港地域の4地域)
- ・避難・屋内退避住民に対する政府の供給食料・物資の集積
 - ・ボランティア団体等による食料・物資の集積
 - ・オフサイト対応が必要となる放射線防護資機材
 - ・追加で必要となる緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材
 - ・避難住民への食料・物資の供給
 - ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報)等

一時集結拠点

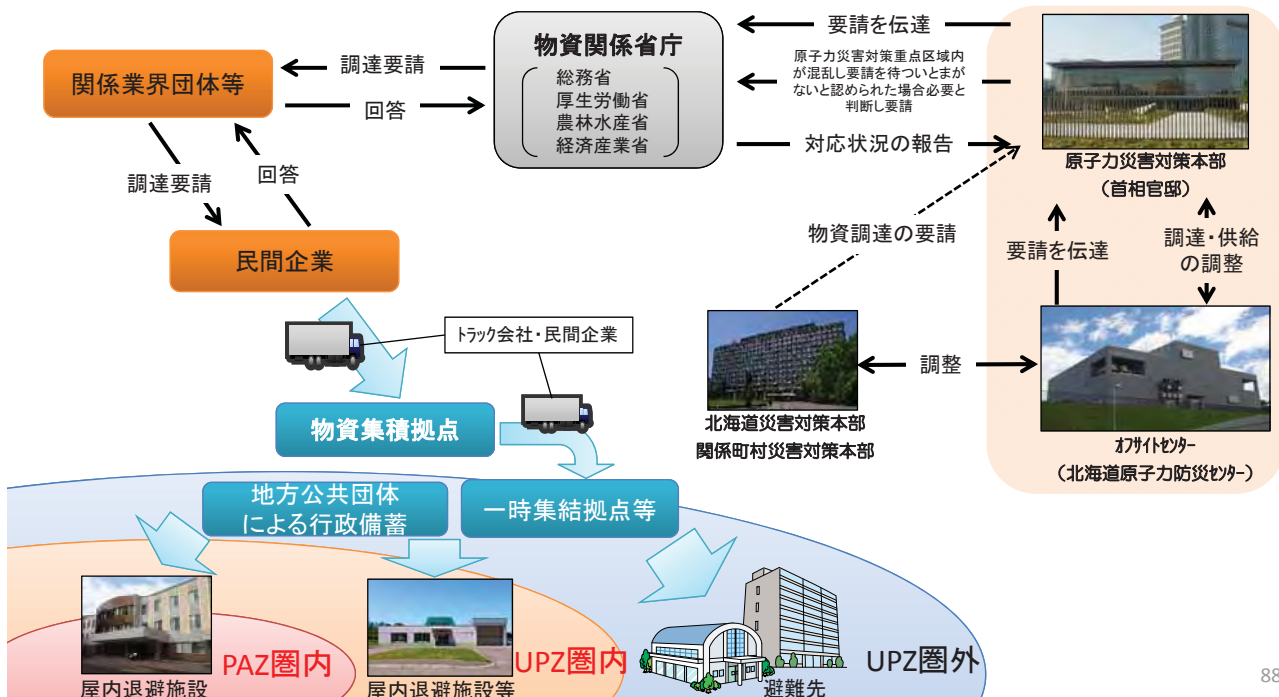
- (後志地域の7拠点)
- ・屋内退避住民への食料・物資の供給
 - ・緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材の供給
 - ・地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請
 - ・原子力災害対策重点地域への入域に必要な情報提供等
 - ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報)等

物流専門家の派遣

- ・協定事業者から道災害対策本部や物資集積拠点に派遣
- ・物資の保管や、荷さばき等に対する助言・指導

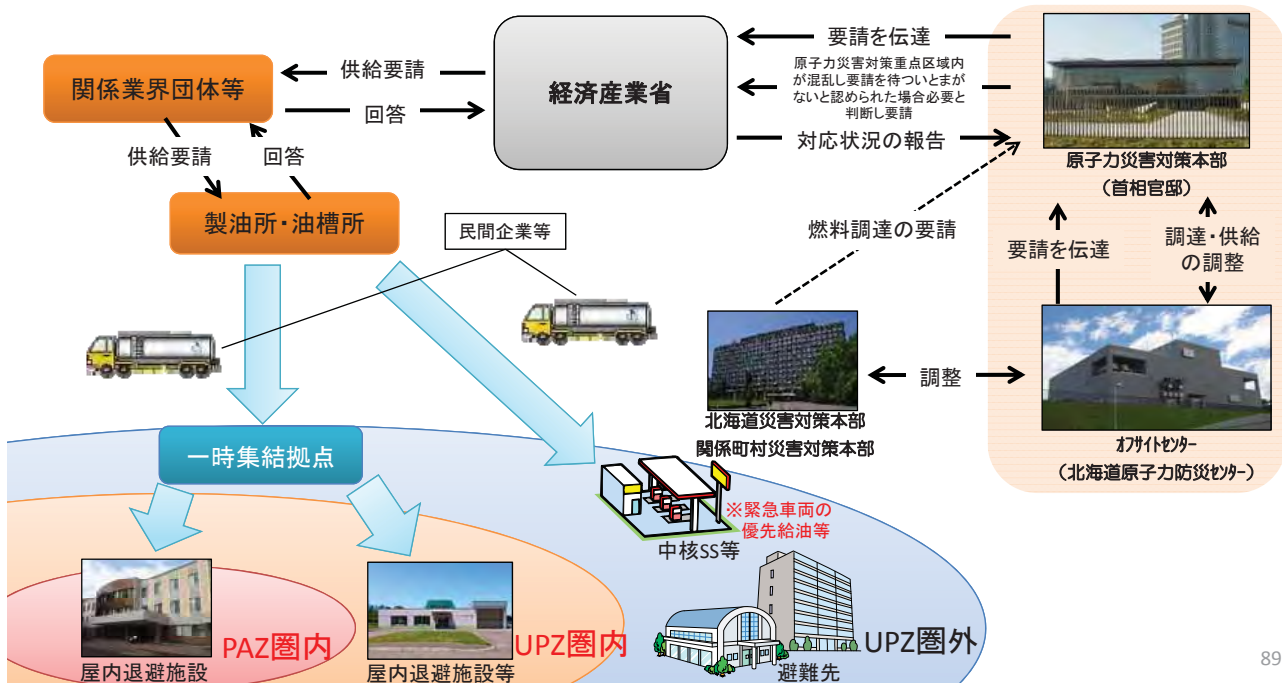
国による物資（食料等の生活用品等）の供給体制

- 北海道及び関係町村が備蓄している物資が不足する場合、北海道及び関係町村から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、原子力災害対策本部は、物資関係省庁(総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)に対しこの要請を伝達、または要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点への物資搬送を行う。



国による物資（燃料）の供給体制

- ▶ 北海道及び関係町村が備蓄している燃料が不足する場合、北海道及び関係町村から、原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- ▶ 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合、原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、または要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から一時集結拠点等への搬送を行う。



主な物資の種類と担当省庁、関係業界団体

- ▶ 被災者の生活の維持のために必要な物資（食料等の生活用品等）の調達・供給は、防災基本計画第2編 各災害に共通する対策編に基づき実施。

物資の種類	担当省庁	主要緊急物資	主な関係業界団体等
給水	厚生労働省	飲料水	周辺自治体水道局
医薬品等		一般薬、紙おむつ、マスク等	日本OTC医薬品協会、日本製薬団体連合会、日本医療機器産業連合会、日本医薬品卸売業連合会等
食料等	農林水産省	パン、即席めん類、おにぎり、缶詰等	各種食品産業関係団体等
生活必需品	経済産業省	仮設トイレ、トイレトーパー、毛布等	什器・備品レンタル協会、日本家庭紙工業会、日本毛布工業組合等
燃料（石油・石油ガス等）		ガソリン、軽油等	石油連盟、全国石油商業組合連合会、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）等

貸出用機材の種類	担当省庁	主要緊急物資
通信機器	総務省	貸出用災害対策用移動通信機器（衛星携帯電話、MCA端末、簡易無線機）を備蓄

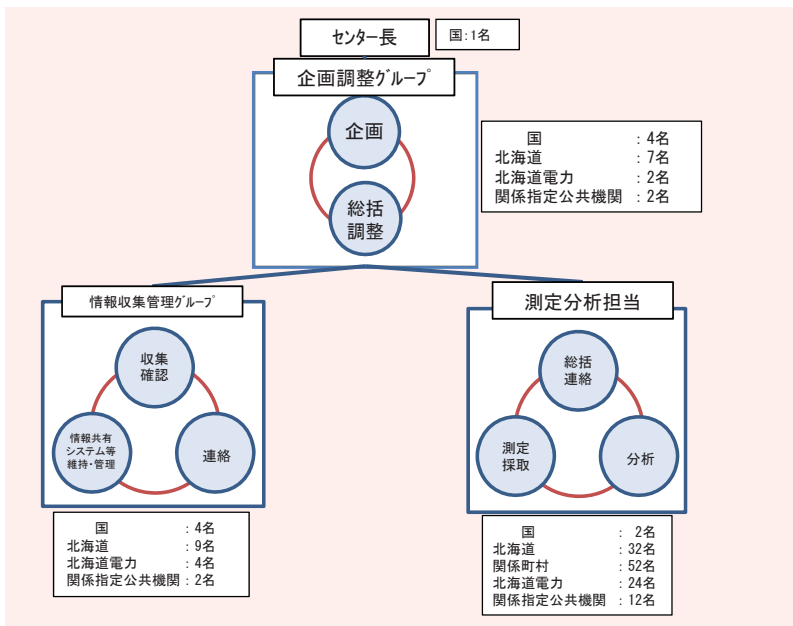
※物資の調達・供給に係る、関係機関等の基本的な対応については、P.88の体制に基づき実施。

8. 緊急時モニタリングの実施体制

91

緊急時モニタリングセンターの体制

- 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置する。
- 緊急時モニタリングセンターは、オフサイトセンターに、センター長、企画調整グループ、情報収集管理グループ及び測定分析担当の要員を配置し、緊急時モニタリング活動を実施する。
- 北海道地方放射線モニタリング対策官事務所にモニタリング対策官1名を配置し、緊急時モニタリング体制を強化。



企画調整グループ

緊急時モニタリングの企画調整を担い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

測定分析担当

現地における測定、環境試料の採取及び分析を行う。

- ※ 要員数は交代要員を含む
- ※ 国の要員は、国から委託を受けた民間の機関含む
- ※ 北海道、関係町村及び北海道電力の要員数は、北海道のモニタリング計画等に基づく

92